

ほうじん北沢

2017年 10・11月号



神輿が踊った北沢八幡秋祭りの商店街 (撮影:生田目 涉氏)



公益社団法人
北沢法人会

北沢八幡秋まつり	4
平成29年度 新(支部長・部会長・会計担当)会議 / 第34回 法人会全国大会	6
特別記事 世田谷区制施行85周年記念式典 / 教えて!税金八先生!	7
法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」まとまる	10
代沢・代田支部 千歳台・船橋支部 公開税務研修会	14
桜上水支部 第3回 会員会議 / 明大前支部 第1回 公開研修会	15
あきさみよ豪徳寺沖縄祭り / 会員紹介①	16
経堂支部 第2回 会員会議 / 会員紹介②	17

日本政策金融公庫からのお知らせ	2
都税事務所からのお知らせ	3
北沢税務署からのお知らせ	8

「大切ですよ!就業規則」 社会保険労務士	9
法律相談「離婚について」	12
経理の知識「外注費と人件費」	13

年末資金のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、地域活性化や成長分野に取り組む皆さまを応援しています。ご相談やお問い合わせなど、お気軽にご連絡ください。

年末資金のご相談を受付中

例えばこのようなお使いみちに：

- 冬のボーナス用資金として
- 年末キャンペーン用の販売促進費用として
- 年内の買掛金の決済資金として
- 季節イベントの経費として

年末に向けてご相談窓口は大変混み合います。計画的な資金繰りのためにお早めにご相談ください。

主なご融資制度

経営支援型セーフティネット貸付

高い専門性を有する認定支援機関による「経営支援」と日本公庫の「金融支援」が一体になった融資です

企業活力強化資金

卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方向けの融資です

環境・エネルギー対策資金

非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方向けの融資です

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

〈お問い合わせ先〉

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業
〒150-0041 渋谷区神南 1-21-1

(日本生命渋谷ビル 2・3階)

TEL : 03-3464-3914 (融資相談担当：大川)

中小企業者向け 省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限 2,000 万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・渋谷都税事務所の法人事業税・個人事業税班 03-5420-1621
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

固体被膜潤滑剤製造加工

東洋ドライループ株式会社

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4

☎3412-5711 FAX3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する



大成出版社

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03(3321)4132 FAX 03(3327)3777
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

北澤八幡秋まつり



北沢法人会 会員の皆様 こんにちは。

9月2日(土)～9月3日(日)に北澤八幡の例大祭が開催されました。

北沢法人会としては昨年と同じく8ブース(たこ焼き、焼鳥、焼きとうもろこし、焼きそば、かき氷、飲み物、射的、金魚すくい)を担当しました。

女性部、青年部、下北沢支部、代沢・代田支部だけではなく、他の支部の方々にもご協力いただき、二日間で延べ270名を超える方にお手伝いをいただくことができました。おかげさまで、無事に本年度のお祭り縁日ブースを終わらせることができました。

その中で、皆様一人一人が担当するブースに責任を持ち、当日集まったメンバーが支部・部会を飛び越えたところで協力しあいながら行っていくことで結束も深まった部分を感じることができました。私ども実行委員も今までお話をすることもあまりなかった方々とも交流することができました。

今年も事前の実行委員会においては皆様にたくさんの意見を頂き、非常に実りある実行委員会となりました。



本殿に駆け上がる神輿

また材料等におきましては、昨年不足が多く頻繁に買い出しに行っていたことを踏まえて、昨年全体実績プラスアルファ、特にドリンクを多めに仕入れを致しました。アルコール類につきましてはビールサーバーも電動式のものをお借りし効率よく、冷えたおいしいものを提供することができ、今年よりレモンサーバーのサーバーをお借りし、提供スピード、提供作業が大幅に短縮され、売上も非常に好調となりました。

今年はお客様も多く、特に日曜日は非常に多くの方にお越しいただき、各ブースも大変にぎわっておりました。お陰様で昨年よりも大幅に売り上げを伸ばすことができました。

9月17日には反省会を行わせていただき、今回の各ブースでの問題点・課題を出していただきましたので、次回はその部分を改善し、より良いものにしていきたいと思っております。来年は北澤八幡例大祭も550周年となります。その記念すべき来年のお祭りを素晴らしいものにしていきたいと思っておりますので、また来年もご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

(お祭り実行委員長 田島 太郎)



飯野会長による開催前のあいさつ



青年部会のみなさん



朝から大勢の人が訪れました



女性部会によるかき氷と飲み物のコーナー



北沢税務署の幹部の方々が応援に駆け付け、焼き鳥コーナーなどでお手伝いをして頂きました。手さばきも良く、見事な焼き上がり！



手つきと焼き加減がすべてプロ級の「焼き鳥コーナー」「焼きそばコーナー」「たこ焼きコーナー」



ちょっぴり大人の雰囲気「射的コーナー」



夜になっても賑わいはこちらのとおり

平成29年度 新(支部長・部会長・会計担当)会議



平成 29 年 9 月 7 日(木) 18 時より法人会館2 階会議室において、平成29 年度役員改選で新たに支部長、部会長、会計担当になられた方々を中心に、再任の方も含め15 名に参加をいただき開催されました。

当日はまず、本庄総務担当副会長より平成 24 年 4 月からの公益社団への移行申請の目的、従来との違い、考え方等を説明していただきました。引き続き廣住事務局長からは、公益社団としての公益・共益事業の考え方と支部・部会の運営等について具体的な事例と、現在東京都に申請し認められている事業について説明が行われました。

次にお金に係わる部分について、経理担当の武正さんから支部・部会の活動報告書の記入方法や提出時期、また活動一覧表の提出お願い等について説明させていただきました。

最後に質疑応答がありあっという間の 90 分間でした。定例役員会ではなかなかお伝え出来なかった内容が盛りだくさんで、有意義な会議になったと思います。

(事務局 廣住 純)

第34回 法人会全国大会

去る 10 月 5 日(木) 福井県産業会館にて開催された全国法人会総連合主催の法人会全国大会に参加させて頂きました。今回の参加者は飯野会長と私の二人でした。会場に到着し登録を済ませ物産展など覗き見しながら 14 時からの開会を待ちました。

定刻の 14 時になり、飯野会長は全法連役員の為役員席へ、私は世田谷法人会の師岡会長以下役員の皆様と東京局の席へ着席しました。

今回も一部「記念講演」、二部「式典」、三部「懇親会」の三部構成となっており、一部の記念講演は毎日新聞専門編集委員、与良正男氏が「今後の政治と経済の行方」と題して豊富な政界の方々との人脈から得た政治経済の見通しを語って頂きました。

二部の式典は主催者である全法連小林会長のあいさつ、来賓の紹介及びあいさつ、表彰、大会宣言、次回開催地である鳥取の紹介などが行われました。

三部は大懇親会で地元の名産である酒と肴に舌鼓をうち全法連の小林会長に挨拶したり、同じテーブルの甲府法人会の役員の皆様と懇親を深め、お開きとなりました。

今回の大会は 410 団体 1,754 名(9 月 7 日現在)の参加者とのことでした。

二次会は金子ジムの元世界チャンピオン、現在福井県議会議員清水智信氏の案内で福井市きっての繁華街片町を梯子して黒龍、梵、と言った名酒を堪能し、非常に有意義な 1 日となりました。

(副会長 金子 健太郎)



◆愉快的な生活の創造と果敢な挑戦◆

☆リネンサプライ ☆クリーニング

利 株式会社 玉川繊維工業所

本社 東京都世田谷区松原 3-40-7
パインフィールドビル 6 階
TEL 03(3327)1111(代表)

ネジの総合商社

- 樹脂付ユニポイント
- ドリルスクリュー
- タッピングスクリュー
- タップタイト
- 特殊受注品

株式会社 **セガワ**

代表取締役会長 渡瀬 靖夫
〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
☎(3413)0560 FAX(3413)2429

世田谷区制施行85周年記念式典



平成 29 年10 月 8 日(日) 11 時より世田谷区民ホールにて「世田谷区制施行85 周年記念式典」が開催されました。当日は皆様のお祝いに相応しい秋晴れでした。

北沢法人会は区政功労表彰の納税部門で団体功労表彰、個人功労表彰では以下の方々が受賞されました。おめでとうございます。

- | | | |
|--------|-----|------------|
| 広瀬 淡 | 副会長 | (梅丘支部) |
| 梶原 利文 | 副会長 | (給田・北烏山支部) |
| 善養寺 大作 | 副会長 | (明大前支部) |
| 熊崎 恵美子 | 副会長 | (下北沢支部) |
| 蜂谷 和明 | 監事 | (経堂支部) |

会場入り口ホワイエでは、様々な展示物が掲示されてい

ましたが、昭和7年に世田ヶ谷町、駒沢町、玉川村、松沢村の二町二村が合併して「世田谷区」が誕生してからの歴史がわかるパネル写真のほか、85周年ポスター(一般の部・小中学生の部)、ロゴマーク等が展示されており表彰式のムードを盛り上げていました。

名誉区民顕彰3名の挨拶の中で、シンガーソングライターの松任谷由実さんがいらっしゃり、プロジェクターの名前が「由実」(正)を「由美」(誤)と間違えるというハプニングも会場を柔らかい雰囲気でもませながら訂正するあたりはさすがエンターテイナーと感心させられました。

次回90周年の際にも北沢法人会から多くの受賞者の方々が選ばれることを祈念いたします。

(事務局 廣住 純)

税金八先生！
教えて！
ぜいさんばちせんせい



皆さん、こんにちは。もう11月になり、あと少しで1年が過ぎてしまいますね。この1年で税金について少しでもお役に立てたでしょうか。来年も続けてまいりますので、よろしくお願ひします。ちょっと早いのですが、良いお年を！

Let's try!

第1問 次の書類のうち、必ずしも法人税の確定申告書に添付するとは限らないものはどれでしょう？

- ① 勘定科目内訳明細書 ② 事業概況説明書 ③ 適用額明細書

第2問 次のうち、消費税の納税義務者となり得ないのはどれでしょう？

- ① 国 ② 外国法人 ③ サラリーマン

*答えは18ページに掲載

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

 **三東電気工事株式会社**

代表取締役 寺腰忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
☎(3325) 5630(代) FAX(3325) 5686

おなじみの  住設機器総合商社 サンエイグルーブです。

小泉機器工業株式会社

本部 / 〒183-0033 府中市分梅町4-2-4
☎042(366)7763 FAX042(366)2427

【営業所】 代田橋・中野・吉祥寺・府中・川崎・吉田・多摩・東京西・練馬・日野・相模原・厚木・大和・湘南・小田原・相模大野・秦野・藤沢・平塚

北沢税務署からのお知らせ

平成29年分 年末調整等説明会の開催のお知らせ

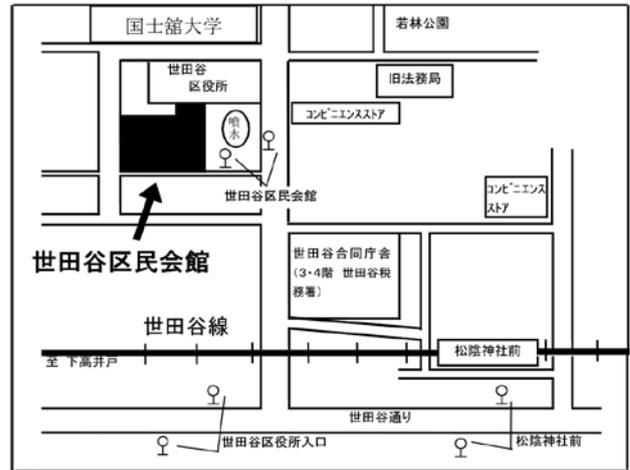
開催日	開催時間	説明会会場	対象地域(注)
11月14日(火)	用紙配布 13時00分～13時30分 説明会 13時30分～16時00分	烏山区民会館 (ホール)	赤堤・粕谷・上北沢・北烏山・ 給田・桜上水・千歳台・ 八幡山・船橋・南烏山
11月15日(水)	用紙配布 13時00分～13時30分 説明会 13時30分～16時00分	世田谷区民会館	梅丘・大原・北沢・経堂・ 豪徳寺・代沢・代田・羽根木・ 松原・宮坂 (いずれか都合のよい日)
11月16日(木)	用紙配布 9時30分～10時00分 説明会 10時00分～12時30分		

(注)対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

- 説明会、源泉所得税関係についての問合せ
… 北沢税務署 法人課税第2部門(源泉所得税担当) 03-3322-3271 内線 522・523
- 用紙請求、法定調書関係についての問合せ
… 北沢税務署 管理運営部門 03-3322-3271 内線 344
- 用紙請求(区役所関係)、給与支払報告書及び住民税特別徴収についての問合せ
… 世田谷区役所 課税課 03-5432-1111(代表) <http://www.city.setagaya.lg.jp/>



烏山区民会館
(世田谷区南烏山 6-2-19)



世田谷区民会館
(世田谷区世田谷 4-21-27)

※どちらの会場にも駐車場がありませんので、ご来場の際は公共の交通機関等をご利用下さい。

葬儀全般・家族葬・直葬・慶弔・生花・花輪
～ 霊安室も完備しています～

株式会社 北進  おくりびと

代表取締役 北澤 史朗

本社:〒166-0013 杉並区堀ノ内1-17-2
世田谷営業所:〒156-0044 世田谷区赤堤5-4-4
TEL.03(3313)9444 <http://hokushin.e-whs.net/>

エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

 小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
☎3322-5111(代) FAX3324-0005

～10月1日より育児休業期間が最長2歳まで延長～

今回より新たに社会保険労務士の大竹謙一が担当させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

1. 育児・介護休業法改正内容

保育所などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、育児・介護休業法が改正され、平成29年10月1日より施行になりました。事業主は、育児をしながら働く男女従業員が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めていくことが求められます。

①最長2歳まで育児休業の再延長が可能に（義務）

子が1歳6か月に達する時点で、保育所等に入所できないなど一定の条件に該当する場合には、子が1歳6か月に達する日の翌日から子が2歳に達する日までの期間について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることが可能になりました。

これにより、必ず子が1歳に達した後に、入園しやすい新年度の4月に入所申込みをすることができるようになり、育児のための離職を減らせるのではないかと期待されます。



②子どもが生まれる予定者へ育児休業等の制度を周知（努力義務）

事業主は、従業員もしくはその配偶者が妊娠・出産したことを知ったとき、又は従業員が対象家族を介護していることを知ったときに、育児休業等の関連する制度について個別に制度を周知するための措置を講ずるよう努めなければならないものとされました。

個別周知する内容として、休業期間の待遇、休業終了後の賃金・配置、その他の労働条件などが挙げられます。

③育児目的休暇の導入促進（努力義務）

事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に対して、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けるよう努めなければならないものとされました。

休暇の例としては、配偶者出産休暇、入園式・卒園式等の行事参加休暇のほか、多目的で利用できる休暇などが挙げられます。

2. 雇用保険育児休業給付期間も延長

育児・介護休業法の改正にともない、雇用保険から給付される育児休業給付金に支給期間も最長2年まで延長することが可能になりました。延長する際には、1年6か月へ延長する時と同様に、保育所等に入所できないなどの理由が必要であり、ハローワークへ市町村が発行する「保育所不承諾通知書」等の確認書類の提出が改めて必要になりますので、子が1歳6か月に達する日をあらかじめ確認しておくなど注意が必要です。

なお、支給期間延長の対象は、子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合となります。

3. 就業規則の改定

就業規則、育児・介護休業規程の改定が必要になります。育児・介護休業法は、本年1月に続く改定になり、再度の規程の見直しが求められます。

2歳までの再延長につきましては、義務規定ですので、延長の際の申出方法等も規定しておく必要があります。

また、従業員への育児休業等の制度の周知・育児目的休暇制度に関しても、制度を設ける際には、トラブルを回避するためにも、就業規則、育児・介護休業規程に明記することをお勧めします。

厚生労働者では、ホームページで「【平成29年10月1日施行対応】育児・介護休業等に関する規則の規定例」を公開しておりますので、改定の際の参考にさせていただきます。

◆会社の人事・労務管理ご相談ください◆

大竹労務マネジメント事務所

社会保険労務士 大竹 謙一

世田谷区給田 3-34-7-203 TEL:03-6671-2878

ご相談は、ホームページからお受け致します。

URL: www.o-roumu.jp

心のごもったセレモニーのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱



株式会社ムラカミ

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
http://www.murakami-sousai.co.jp/

超高齢化社会に対応した社会保障制度の構築と 中小企業に税制措置でさらなる活力を!

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるた

めで、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

○事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

III 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

本日は、Aさんが相談に訪れました。Aさんの相談内容と回答は次の通りです。

<Aさんの質問>

私には、妻Bと未成年の子Cがいます。婚姻生活は10年程になります。私は会社員をしております。3年前、私がある女性と不適切な関係を持ってしまい、そのことがBに発覚し、それ以来Bとの関係が悪くなってしまい、3年間別居している状況です。これまで、関係の修復を目指してきたのですが、関係を改善することは難しそうです。

私の資産には、①預貯金、②結婚後、私の父から相続した土地・建物、③結婚後、購入した土地・建物、などがあります。

◆質問1

私から、調停や裁判を起こして、Bとの離婚を求めることはできるのでしょうか。

◆質問2

Bと離婚する場合には、どのようなことが争点となるのでしょうか。

◆質問3

Bと離婚する場合、上記①から③のうち、どれが財産分与の対象となるのでしょうか。上記①から③以外に、財産分与の対象となる財産として考えられる財産にはどのようなものがありますか。

<Aさんへの回答>

(1)質問1について

① 相手が拒否をしても調停や訴訟で離婚が認められる場合は、法律上、⑦相手が不貞行為をしたとき、⑧相手から悪意で遺棄されていたとき、⑨相手の生死が3年以上明らかでないとき、⑩相手が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき、⑪その他婚姻を継続しがたい重大な事由があるとき、の5つの場合に限定されています。⑫の「その他婚姻を継続しがたい重大な事由があるとき」の要件は、例えば、一定期間別居期間がある場合などに認められます。

② 不貞行為をした当事者からの離婚の

請求について

過去には、不貞行為をした当事者からの離婚の請求を認めないとした判例もありました。

現在は、そのような判例の立場は変更され、不貞行為をした当事者からの離婚の請求も一定の場合には認められるようになりました。但し、不貞行為をした当事者からの離婚の請求は、そうでない場合と比べると、非常に限定的にしか認められません(例えば、通常の場合には、3年程度の別居期間があれば離婚が認められることが多いといえますが、不貞行為をした当事者からの離婚の請求の場合には、それよりも相当長期間の別居期間が必要となります。その他、未成年の子がいないこと、離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するというような特段の事情が認められないこと、などの事情が必要となります。)

今回の場合、別居期間が3年しかなく、不貞行為をした当事者からの離婚の請求の事案として別居期間が短すぎること、未成年の子Cがいること、などの事情がありますので、Bさんが任意に離婚に応じない場合に、離婚の調停や裁判を提起したとしても、裁判所が離婚を認める可能性はほとんどありません。

(2)質問2について

離婚調停・訴訟においてよく争点となるのは、(i)財産分与、(ii)未成年の子の親権、(iii)養育費、(iv)慰謝料、などを挙げることが出来ます。

(i)の財産分与とは、婚姻生活中に夫婦で協力して築き上げた財産を、離婚の際にそれぞれの貢献度に応じて分配することをいいます。通常は、夫婦の財産の半額を分与することが多いといえます。

(ii)の未成年の子の親権は、種々の事情(現在の監護状況、これまでの監護状況、子供の意思・希望、住居環境、養育補助者の存在、経済力、離婚原因、母性、面接交渉の許容性、兄妹の不分離)などの要素を考慮して決せられます。現実的には、母

親が親権を取得することとなる事例が多いといえます。

(iii)の養育費は、夫の収入、妻の収入、子の年齢、子の人数などを踏まえ、養育位の算定表を用いてその相当額を算出することとなります。

(iv)の慰謝料は、婚姻が破綻するに至った経緯、理由などに応じて金額が決せられます。

(3)質問3について

①の預貯金のうち、Bさんとの婚姻後に稼いだ預貯金が財産分与の対象となります。

②は、婚姻生活中に夫婦で協力して築き上げた財産とはいえないので、財産分与の対象とはなりません。

③は、例えば、婚姻前に貯めていた預貯金を頭金として婚姻後に不動産を購入したような場合には、頭金相当額は財産分与の対象にはなりません。そのような事情が無い場合には、基本的に財産分与の対象となります。

Aさんがお勤めの会社に退職金の支給制度がある場合には、④退職金も財産分与の対象となります。Aさん、Bさんが生命保険に加入している場合で、解約返戻金が発生する場合には、その⑤解約返戻金も財産分与の対象となります。

Aさんが将来年金を受給することが出来る場合には、年金受給権も財産分与の対象となります。

お詫び 前号において、題名に誤りがありました(「成年後見について」と記載されておりましたが、正しくは「借地権について」でした。)。お詫びして訂正させていただきます。

法人・個人の法律問題をサポート致します

世田谷総合法律事務所
所長 弁護士 井上 侑
(お問い合わせ先)

〒155-0031 東京都世田谷区
北沢2-23-13 伊達ビル4F

TEL : 03-5779-8228

(平日10:00~17:30 土・日・祝日を除く)



今回は、外注費と人件費の区分について、見ていくことにします。たとえば、ある会社が、自社の社員との雇用関係を止めて、その社員を外注先とした場合、この元社員との関係が、外注であるのか、それとも出来高払いの臨時社員としての扱いであるのかにより消費税の取り扱いが大きく異ってきます。

○外注費と人件費

企業が支出する相手が個人の場合には、法人税法上は、それが請負契約に基づく役務提供の対価であるか、雇用契約等に基づく労務の対価であるかを問わず、いずれも損金の額に算入されます。一方、所得税では、その区分により源泉徴収の取り扱いを考えなければなりません。そして、消費税では、「請負契約に基づく役務提供の対価(外注費)」であれば課税仕入れとして税額控除の対象となり、「雇用契約等に基づく労務の対価(給与)」であるときは課税対象外となり税額控除することができなくなります。ですから、人的役務の提供が請負契約に基づくものか、雇用契約に基づくものかにより、その法人の納付すべき消費税額が大きく異なります。この点について消費税では基本通達で次のように述べています。

(消費税基本通達11-1-2 給与等を対価とする役務の提供)

法第2条第1項第12号《課税仕入れの意義》の規定により、課税仕入れの範囲から除かれる「給与等を対価とする役務の提供」とは、雇用契約またはこれに準ずる契約に基づき給与等を対価として労務を提供することをいうのであるが、この場合の給与等には、棒給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与のほか、過去の労務の提供を給付原因とする退職金、年金等も該当することに留意する。

(消費税基本通達1-1-1 個人事業者と給与所得者の区分)

事業者とは自己の計算において独立した事業を行う者をいうから、個人が雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき他の者に従属し、かつ、当該他の者の計算により行われる事業に役務を提供する場合には、事業に該当しないのであるから留意する。したがって、出来高払いの給与を対価とする役務の提供は事業に該当せず、また、請負による報酬を対価とする役務の提供は事業に該当するが、支払を受けた役務の提供の対価が出来高払いの給与であるか請負による報酬であるかの区分については、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく対価であるかどうかによるのであるから留意する。この場合において、その区分が明らかでないときは、例えば、次の事項を総合勘案して判定するものとする。

- その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。
- 役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか。
- まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のために滅失した場合等においても、当該個人が権利としてすでに提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。
- 役務の提供に係る材料または用具等を供与されているかどうか。

上記のポイントは次であり、これらを総合勘案して判定していくことになります。

- 契約内容は他人の代替が不能であれば「雇用」であり、代替可能であれば「請負」となる。
- 業務を進める際に個々の作業の指揮監督を受ける場合には「雇用」となり、そうでないときは「請負」になる。

- 引渡し未了の物件等が不可抗力により滅失した場合に、その者が権利として報酬等の請求ができる場合には「雇用」となり、請求できないときは「請負」となる。
- 役務の提供に係る材料または用具等の供与がされていれば「雇用」となり、そうでないときは「請負」となる。

○判断の例示

「請負」であるか「雇用」であるかは実務的にその判定が難しく、判断が分かれる点となりがちですが、形式的な契約書ではなく、その実質がいずれに該当するかに基づいての判断することが大切です。

では、事例を1つだけ考えてみます。今、ある会社では、生産の一部を退職者を外注として生産移管したのですが、この個人外注への生産移管等が「請負」として成立するためには、何が必要でしょうか。

この場合では、例えば、外部移管した生産業務が「標準化」されているかどうか、1つのポイントになるように思います。標準化がされていない場合には、その生産業務は属人的なものとなり得るでしょうし、また、個々の作業について会社が指揮監督をすることとなってしまいうでしょう。さらに、非標準化により不良品の発生率が高くなれば、請負個数による対価ではなく、作業時間による対価の支払をせざるを得なくなる、つまり、社内で雇用する作業者に時間給を支払うのと同じ形となることも出てきてしまうかもしれません。これらを勘案すると「請負」の要件には、合致しそうにはありません。

なお、「請負」の条件を満たしている場合には、「請負契約」の条件を満たす契約書を整備するとともに、請負契約という実態があることを、具体的に立証してできるように準備しておくといよいでしょう。

□ **東京税理士会・北沢支部の紹介**：私たち税理士は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てるよう日々邁進しております。何か税務のことでお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会北沢支部
 東京都世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3B
 電話：03(3322)7894 FAX：03(3323)3571
 mail: kitazawa-shibu@zeirisi-kitazawa.org

□ **執筆者の紹介**

- 税理士：川辺 洋二
- 事務所所在地：世田谷区代田5-34-8カーサ下北沢103
- 電話番号：03(5433)8380
- 主な著作：「コストダウンのための原価のしくみ(日本能率協会)」他
- 主な講演先：早稲田大学、日本FP協会
- 事務所ホームページ：http://kawabe-kaikei.com/



代沢・代田支部 第1回 公開税務研修会



北沢税務署 福永上席

渡瀬 代沢・代田 支部長

代沢・代田支部では、平成 29 年度公開税務研修会を 9 月 14 日午後 6 時から 7 時 30 分まで法人会館 3 階会議室にて開催しました。

講師は北沢税務署法人第一部門福永上席にお願いし、テーマは「消費税 軽減税率制度への対応」についてお話いただきました。当日は会員以外の一般の方の参加もあり、24 名の参加となりました。

消費税率 10% への増税はすでに 2019 年 10 月 1 日からと予定されておりますが、消費税率の引き上げが延びている関係もあり最近はその内容について報道があまりなされなくなっております。軽減税率の導入は事業者にとって複雑であり、導入が大変だという認識しかなくま

だ準備ができていないのが現実だったと思います。

今回のご講演では、軽減税率の仕組みと日々の取引や経理処理について今後どのような影響があるのか、また飲食料品の取扱いがない事業者や免税事業者にも必要となる場合があるなど詳しい説明がありました。

Q & A では、ペットフード、ノンアルコールビール、ミリン等は軽減税率が適用されるかどうか等の質疑や説明があり、また軽減税率対策補助金についての説明もあり、私達事業者にとって今後準備して行く上で大変有意義な研修会となりました。

(代沢・代田支部 副支部長 望月 章次)

千歳台・船橋支部 第2回 公開税務研修会



平成 29 年 9 月 15 日 (金) カルチャーパビリオン平安世田谷にて支部公開税務研修会が開催されました。税理士の小出絹恵先生にご講義いただきました。

「税金あれこれ、税制改正の中から」をテーマに配偶者控除の見直しや仮想通貨に関する税制、タワーマンション節税対

策など、ニュースや新聞で取り上げられている事柄を分かりやすく解説してくださいました。

個人的には法人税率の延長のお話が勉強になりました。会場の皆様レジュメに注目点をメモするなど、ご参考になられていたようでした。

夕食 (参加者ご負担)懇談、北沢法人会会員の春風亭柳好師匠と他 1 名による落語を楽しんで終了となりました。今回の研修会は、一般の方を含め 73 名もの皆様にお出で頂き、盛会な研修会になりました。これも会員皆様のご協力の賜物と思っております。

(千歳台・船橋支部 税制委員 林 武志)



桜上水支部 第3回 会員会議



増川支部長

平成 29 年 9 月 26 日 桜上水駅前の中華料理店 劉邦（りゅうほう）で 10 名の参加者にて第 3 回会員会議を開催しました。

各委員会、部会活動の報告に続き、審議事項では会員勸奨について積極的な意見交換をいたしました。桜上水支部の今年度目標は 8 社です（やや控えめでしょうか？）。

現在は 3 社なので、あと 5 社を達成するために、ひとり 1 社を合言葉に掲げました。

会議後は恒例の懇親会です。懇親会からはさらに 4 名が加わりました。相談役の方々から若い世代への激励があり、年代を超えた交流が深まる盛り上がった会となりました。諸先輩方の熱き心が伝わってきました。

追記：今回会場となりました「劉邦」は、美味しくて、お値段お手頃、しかも桜上水駅から徒歩 2 分という好立地



にあります。お一人様でもご家族でもお勤めのお店です。後日ランチに行った時には満席になっておりました！

（桜上水支部長

増川 征一郎）



明大前支部 第1回 公開研修会



坂本 支部長



講師：岩本由起子氏

平成 29 年 9 月 13 日（水）、「できることから始めよう！ 知ってみよう、やってみよう地域防災」と題して、昭和信用金庫代田橋支店会議室にて第 1 回公開研修会を開催しました。

今回の講演会は、坂本支部長となって初めての研修会となり、講師は“地域防災塾 ザ・ふだん”塾長で、株式会社 i-tec 24 代表取締役でもある岩本由起子氏が行いました。

私たちの地域の「ふだん」をもっと知りましょう！

『この地域で何か起こった場合に誰にどのように相談したら良いでしょうか？何事もないふだんも、とんでもないことが起こる「ふだん」も、同じ「ふだん」にしなければなりません。そのために心構えをしましょう。防災のために「できることから始めよう！」を一緒に考えませんか？私たちの住んでいる地域を安心安全の「ザ・ふだん」にする活動を始めましょう。』というコンセプトにて

行われ、これから 30 年以内に起こる確率が高いと言われている首都直下型の大地震。その時に、どのようにして身の安全を守るのか…というような内容の講演会で、一般的な「防災対策セミナー」などの内容とは異なり、女性からの目線も含めたいつもと違う講演内容となりました。

今夏の全国各地で起こった豪雨などの水害をはじめ、ほんの数日前には太平洋の向こう側のメキシコでマグニチュード 8.1 の大地震が起きた直後でもあり、参加者は皆真剣そのもので聞き入っておりました。

そのような真剣に聞き入っていた講演内容に続き、講演会と懇親会の会場にてビジネス交流会や自己紹介などが行われ、初参加の会員さんも多く見受けられた大変充実した支部の研修会となりました。

（明大前支部 副支部長 塩原 孝夫）



懇談会であいさつをする小野 前支部長

第13回 あきさみよ豪徳寺沖縄祭り



平成 29 年 10 月 8 日・9 日に第13 回あきさみよ豪徳寺沖縄祭りが豪徳寺商店街たまにゃん通りで開催されました。

法人会として 10 月 9 日に参加をさせて頂きました。梅丘支部は毎年税金クイズを行っています。今回のスタッフは 10 人もの参加を頂きました。9 時からセッティングしてのぼりを立て、風船を膨らまし、10 時前から始まり 1 2 時半過ぎまで 5 問の税金クイズを 180 名からの大勢の方に回答を頂きました。

クイズの中で私が感じたことは 4 問目の義務教育 9 年間で子供 1 人당りに 815 万円が、税金で使われているという問題でした。ヒントを出しながらのクイズですからこんなにお金がかけていると知らなかった人が大勢いたことです。若いお母さん達では意外にも知っている人が時々いらっしゃいました。教育費などに興味を持っているからなのでしょうね。税金に関心を持っていただくようにもっと広めていこうと思いました。

(梅丘支部長 佐藤 寛)

会員紹介

梅丘支部 第一環境設備株式会社

Y G グループ・第一環境設備(株)は、「地球環境問題」「省エネルギー」「電気代のコスト・ダウン」などのテーマに取り組み、LED 照明の販売・施工を中心とする環境関連の事業を行っています。

ご承知のことと思いますが、2020 年をめぐりに白熱灯、蛍光灯、水銀灯などの従来からの照明灯は実質製造禁止に向けて動いています。

省エネで CO₂ の排出を抑え、地球温暖化を防止することが国際的にも求められています。

埼玉 春日部から、人脈を通じて 世田谷の皆様とのご縁を広げ、身近なところから一歩一歩課題の改善に歩みを進めて行きたいと思えます。

具体的な、LED 照明の特長は、

- 1) 消費電力が従来の照明より大巾に低減 (約 1/3)
- 2) CO₂ 排出を抑え地球環境に優しい
- 3) ランプの寿命が 50,000 時間 (従来の約 5 倍)

弊社では豊富な種類の LED 照明を揃えており、より多くの方に省エネになるとともに、快適性と利便性を向上させる LED 照明への交換をお手伝いさせて頂いております。LED 導入の際のメリット計算など無料で行ってまいります。法人会の皆様にはにて対応させて頂きますので、お気軽にお問合せ下さい。

子供達の未来の為に地球を守る!!



チョット良い話!!

東京都の打ち出した「家庭における LED 省エネ・ムーブメント促進事業」を応援しています。

これは、白熱電球 2 個 (切れていても OK) を登録家電店に持参すると LED 電球 1 個と無償で交換するという事業です。来年夏まで継続予定。

クール・ネット東京 HP 参照

お問合せ先: YG グループ 第一環境設備株式会社

(東京営業所) 東京都世田谷区代田 3-37-1

電話: 0120-110-541 FAX: 048-738-8488

本社: 埼玉県春日部市緑町 4-7-17

<http://www.yg-grp.com>

経堂支部 第2回 会員会議



平成 29 年 8 月 28 日 (月) 経堂支部、第2 回会員会議が、経堂本町会商店街のドイツ料理店「インゴビンゴ」において暑気払いを兼ねて開催された。

当日は 23 名の会員の参加で、新入会員の参加も数社あった。最近是新入会員の方も出席されるようになり、少しは会を認識して頂くようになったのではないと思う。又、会場となったインゴビンゴは新入会員の店でもあり、会議には馬場組織委員長も出席して頂き、本年の組織拡大について説明をされた。その後、各委員会報告がなされ、支部長より今後の年間予定・支部バス研修旅行参加者

の中間報告等がなされた。その後、懇親会が開催され、懇親会ではいつもの経堂支部独特の福引抽選会があり、大いに盛り上がった。

和気藹藹と盛り上がっていた懇親会中は、皆が勧奨の事などんと忘れたように見受けられたが、閉会の挨拶時には、いつも組織委員会で行われている『一人一社を目標に勧奨して欲しい』と話があり、役員各位はそれぞれが現実に戻ったような顔になったところで、会員会議は閉会となった。

(経堂支部 相談役 上柳 隆夫)

会員紹介

経堂支部 IngoBingo(インゴビンゴ)



IngoBingo (インゴビンゴ)は小田急線経堂駅より徒歩2分のところにあるドイツ・バイエルン料理専門店です。

店内にソーセージの製造設備を設け、マイスターの下で5年間修業した技術で造る自家製ソーセージと、ミュンヘン郊外の人気レストランに1年半住み込みで働き身につけた本格バイエルン料理が自慢です。

もちろんドイツビールも樽生5種、ボトル10種以上と豊富に揃えております。

またビール以外にもドイツワインやカクテル等もごさいます。

飲み放題付きのコース料理や貸切プランもございますので、是非ご宴会などにもご利用頂ければ幸いです。ご予算やご用途等、お気軽にご相談くださいませ。

法人会の皆様のご利用をスタッフ一同、心よりお待ちしております。

定休日:毎週月曜日(祝日・祝前日は営業、代休あり)

営業時間:17:00~24:00(ラストオーダー23:00)

所在地:〒156-0051 世田谷区宮坂2-18-3

キャッスル経堂B1F(本町通り沿い)

電話番号:03(5450)1535

リレー後記

◇誰もが楽しめるスポーツを体感！◇

去る9月3日に、世田谷区立松沢小学校で開催された「障害のある人となない人も楽しめるスポーツ交流事業講習会」(主催：世田谷区スポーツ推進部スポーツ推進課 運営：日本体育大学生涯スポーツ学研究室)に参加させて頂きました。

この事業は、身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を企画・運営することのできる人材・スタッフ養成を目指しているもので、この講習会に参加した方が、後日、日本体育大学で開催される体験会に補助スタッフとして参加するということもあり、初めての体験でしたが、楽しくサポート方法などを講義・実技を通じて学ぶことができました。

9月17日には、補助スタッフとしても初チャレンジ！世田谷中から参加された約50名の方々が、チームに分かれて6つの種目をゲーム感覚で、体感！中でも感動したのが、お父さんと一緒に車いすで参加していた小学生の男児が、6種目目のダーツを初体験する中、最後には、「僕、車いすを降りてやりたい！」とお父さんに後ろから腰を抑えてもらいながら、楽しむ姿にチームの仲間も大拍手！！

来年1月には、第2回目の講習会も予定されています。区内に在住・在勤・在学の方であれば、どなたでも無料で参加できますので、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、地域スポーツを是非一緒に盛り上げてみませんか？

(経堂支部 岡本のぶ子)

◇深大寺の白鳳仏国宝認定◇

武蔵野の面影残る深大寺(調布市)は皆様にも広く知れ渡っていると思います。

その、名刹深大寺に伝来する銅像釈迦如来像(天平五年733年の開業時からの本尊)。

飛鳥時代後期の白鳳期 645～710年の代表傑作仏と評されましたがこの度、国宝に指定されました。都内初の国宝指定であり、東日本最古の国宝仏の誕生であります。

清廉な微笑みと柔軟流麗な衣紋のお姿を皆さまも拝顔なさってはいかがでしょう。

拝観時間、9時～16時(冬季)、お寺さん周辺の約30店の蕎麦も絶品です。



秋麗仏と蕎麦の深大寺

(給田・北鳥山支部 上村ともえ)

◇個人情報 & キラキラネーム◇

直近に行われた広報委員会編集会議の際に予てより懸案となっていた、当誌「ほうじん北沢」や女性部会が行っている「絵はがきコンクール」、そして当会ホームページに掲載する個人名や写真の取り扱いについての討議がなされた。

特に昨今問題になっているのは子供の顔写真と名前の掲載についてである。

かつては自分の子が何かしらで表彰されて名前や顔写真などがどこかの冊子などに出了したら、おおいに子供を褒めてあげて、人にも知らせたい親が沢山いた筈なのに、今の時代は違うのである。

そして私はさらに不思議な事に気づいた。それは、「キラキラネーム」世代の子を持つ親が、どうやら前述したような事を一番問題視しているようだ…と思った事。

キラキラネームとは、奇抜・難解・突飛な読み方の名前(「永久恋愛」と書いて「エクレア」と読ませるものなど)で、それを我が子に付けて、「他の子とは違い目立たせたい、知られたい」という事を念頭において付けた筈なのに、今度はその名前がどこかで公表されたとなると、「勝手に公表した」とクレームを付ける。何とも不思議な出来事で、私には理解できない。

しかし、付けられた当の本人も、ある程度の年齢になって分別が付くようになると、キラキラネームを付けてしまった親を恨み、改名希望が続出している模様で、昨今ではキラキラネームは鳴りを潜め、真逆の「シワシワネーム」なるものが流行っているようである。

(明大前支部 塩原孝夫)

税金クイズの答え

第1問 答え ③ 適用額明細書

適用額明細書は、法人税額の計算のためではなく、租税特別措置法が適正に政策目的を実現しているかどうかの判断材料とするための資料として平成23年4月1日終了事業年度分から提出が義務付けられるようになりました。提出義務があるのは租税特別措置法の規定で税額又は所得金額を減少させるものの適用を受けようとする法人であり、すべての法人に提出が義務付けられているわけではありません。法人税申告書別表1には適用額明細書の提出の有無を記入する欄があります。

第2問 答え ③ サラリーマン

消費税は①国内において、②事業者が事業

として、③対価を得て行う、④資産の譲渡等に課税する税金です。事業者が事業としてということが前提となるので、納税義務者は個人事業者又は法人ということになります。サラリーマンは雇用契約に基づいて給与を受け取りますが、事業者ではありません。また、土地・建物などの不動産や自動車などの動産を売却し、収入を得ることがあるかもしれませんが、それはたまたまやることであって、事業としては行われません。サラリーマンの中にはサラリーマン作家のように本業以外の収入のある人もいますが、それは作家なら作家なのであり、作家として個人事業者になっているということです。

国も特別会計によって事業を行っていま

す。その際、特別会計を一つの事業者としてみなして消費税を課すこととしています。外国法人も事業者ですから国内において対価を得て行う資産の譲渡等があれば納税義務者となります。

ほうじん北沢 336号

平成29年11月1日発行

発行所 〒154-0022

東京都世田谷区梅丘1-43-1

公益社団法人 北沢法人会

発行人 飯野 光彦

広報委員長 竹股 克之

編集人 塩原 孝夫

TEL 03-5450-7121

FAX 03-5450-7122

R100 当誌は全頁にて再生紙を使用しています。

各種ローンをご用意しております。
お気軽にご相談ください。

カードローン



ショッピングや旅行、
冠婚葬祭等に安心の一枚。
快適な暮らしと急な出費を
サポートします。

- ご融資金額／ 500 万円以内（パート、アルバイト、主婦、年金受給者の方は 50 万円以内）
- お使いみち／健康で文化的な生活を営むために必要な資金（ただし、事業性資金は除きます。）

個人ローン

お使いみち自由

目的に応じた各種ローンも
ご用意しております

- 実際にお借入いただく日の金利が適用となり、お申込時の金利と異なる場合があります。
- 毎月のご返済額等につきましては、本支店窓口にて試算いたしますので、お気軽にお問合せください。
- 審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- （一社）しんぎん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
- 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合がございます。
- 一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。

詳しくは昭和信用金庫各店窓口係
または右記フリーダイヤルまで
お問い合わせください

☎ 0120-87-2315

(平日9:00~17:00)



昭和信用金庫

& TOKYO

行政官のキャリアとして働きながら2児の子育てを両立、そして現在は昭和女子大学総長を務める講師が、自身の経験を生かし、女性のライフスタイルについて提言する。

坂東 眞理子氏 講演会

平成29年
11/28 火

18:30～20:00(開場18:00)

申込締切:11月21日(火)

入場
無料

手話通訳
あり

定員 **250名**

※定員になり次第締切ります。

会場 **成城ホール**

小田急線成城学園前駅より徒歩4分



〒157-8501 世田谷区成城6-2-1 TEL 03-3482-1313

「女性の目から見た
働き方改革について」



申込方法

参加者の、法人会員の有無・法人名(法人の方)・氏名・電話番号をご記入し、Faxを送付するか、HPからお申込下さい。

Fax: **03-5450-7122**

北沢法人会

検索



(HP QRコード)